

2008年12月26日 全2頁

# 日本版E S O Pの会計処理の方向性

制度調査部  
吉井 一洋

## 総額法で処理、連結対象外か？

### [要約]

- A S B J（企業会計基準委員会）は、2008年12月10日の特別目的会社専門委員会で、「新たな自社株式保有スキーム」（いわゆる日本版E S O P）の会計処理の検討を開始した。
- A S B Jでは、独立した検討項目としてではなく、S P C（特別目的会社）の連結問題の検討（2009年2月論点整理公表予定）と合わせて検討する。関連するテーマとしては、他益信託の会計処理を検討する。
- 現在のところ、個別財務諸表では日本版E S O Pの財産（自己株式・借入金等）の持分相当額を総額法で計上し、連結財務諸表においても同様の処理を行い、連結対象とはしない方向を想定している模様である。

## 1. 検討の方法

- ◎日本版E S O Pの会計処理の検討は、2008年11月20日の基準諮問会議の提言を受けて開始された。提言で検討が求められた日本版E S O P（新たな自社株式保有スキーム）とは、「中間法人や信託等のピークルを利用し、企業からの拠出金や金融機関等からの借入等を用いて、将来、従業員に付与する株式を一括取得し、当該株式を一定期間保有したあとに従業員に付与するといった」スキームのことを想定している。中間法人を用いる場合は、通常、導入企業は中間法人を営業者とする匿名組合契約を締結する。
- ◎A S B Jでは、「当該スキームの取引内容は一様ではなく、また、必要と思われる取扱いは、他益信託の処理だけである」ため、S P Cの連結問題を検討している特別目的会社専門委員会が2009年2月に公表予定の「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」と合わせて検討する予定である。
- ◎即ち、日本版E S O Pの会計処理という独立したテーマとして検討するのではなく、S P Cの連結問題の検討の中で、他益信託の会計処理を新たに盛り込むことで対処する。

## 2. 方向性

- ◎日本版E S O Pの会計処理については、経済産業省の「新たな自社株式保有スキーム検討会」が2008年11月17日に公表した報告書で、次のような論点を挙げている。

### <中間法人（匿名組合）スキーム>

#### (1) 個別財務諸表

- ①匿名組合への出資について純額法（組合等の持分相当額を出資金として計上し、組合等の営業により獲得し

大和証券グループ 株式会社大和総研 八重洲オフィス 〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番1号 大和八重洲ビル

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。本レポートご利用に際しては、最終ページの記載もご覧ください。株式レーティング記号は、今後6ヶ月程度のパフォーマンスがTOPIXの騰落率と比べて、1=15%以上上回る、2=5%~15%上回る、3=±5%未満、4=5%~15%下回る、5=15%以上下回る、と判断したものです。

た損益の持分相当額を当期の損益として計上する会計処理)、総額法(組合財産のうち持分割合に相当額部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する会計処理)のいずれにより会計処理を行うか?

- ②総額法で会計処理する場合、匿名組合に対する自己株式の処分又は新株発行を自己との取引として相殺処理するか?
  - ③純額法により会計処理する場合において、匿名組合の借入金に対する債務保証をどのように会計処理するか?
  - ④純額法により会計処理する場合において、中間法人が導入企業の株式を譲渡したときに生じる取得原価と譲渡価額との差額を、損益取引として会計処理するか、資本取引として会計処理するか?
- (2) 連結財務諸表…中間法人や匿名組合は、連結財務諸表上、子会社に該当するか?

### <信託スキーム>

#### (1) 個別財務諸表

- ①信託の財産を、委託者の財産として会計処理するか、委託者の財産ではないものとして会計処理するか?
- ②信託の財産を、委託者の財産として会計処理する場合において、信託に対する自己株式の処分又は新株発行を自己との取引として相殺処理するか?
- ③信託の財産を、委託者の財産ではないものとして会計処理する場合に、信託の借入金に対する債務保証をどのように会計処理するか?

#### (2) 連結財務諸表…信託は、連結財務諸表上、子会社に該当するか?

◎1 でも述べたように、ASBJでは上記の論点の細部に踏み込んで検討することは予定していない。ただし、他益信託については会計処理が明らかではないため、特別目的会社専門委員会の「論点整理」で記述することとしている。

◎現在のところ、ASBJでは、組合や信託の会計処理については、下記の方向で検討している。

- 組合、信託について、原則、総額法で会計処理し、総額法によることが困難な場合(優先・劣後構造の場合など)や適切で無い場合(単純な資金運用の場合など)には純額法での会計処理を可能とする。匿名組合は、現在、原則純額法とされているが、引き続き原則純額法とするかが論点となる。
- 個別財務諸表上、総額法による場合は、連結財務諸表上も同様に処理し、連結対象とはしない。
- 他益信託は、受益者(日本版ESOPでは従業員)が信託行為に定められた要件を満たすまで受益権を有しない。このような信託については、委託者(日本版ESOPでは導入企業)が信託を変更する権限を有しており、委託者に信託の効果が帰属しないことが明らかと認められない場合は、信託財産を委託者の個別財産として計上する(総額法で計上する)。委託者の財産として計上する場合は、連結財務諸表上も同様に処理し、連結対象とする必要は無い。

◎日本版ESOPについては、連結財務諸表の連結対象とした場合、子会社による親会社株式の取得を禁止する会社法の規定に反することになり、日本版ESOPが法令違反とされてしまう可能性がある。そこで、日本版ESOPについては、個別財務諸表では総額法(自己株式の取得、借入金等の持分割合の計上)で会計処理し、連結財務諸表上でも同様に処理し、連結対象とはしない方向で検討が進められる模様である。